

財務省令第七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項の規定に基づき、並びに税関関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成十五年二月二十八日

財務大臣 塩川 正十郎

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 申請等（第三条・第四条）
 - 第三章 通関業者による申請等（第五条・第六条）
 - 第四章 処分通知等（第七条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 税関関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項並びに税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ又は行う場合については、この省令の定めるところによる。

(用語)

第二条 この省令で使用する用語は、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

第二章 申請等

(申請等の指定)

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税関長に届

け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、申請等の事務を取り扱おうとする営業所の名称、所在地及び責任者の氏名）

二 使用しようとする暗証符号

三 その他参考となるべき事項

2 税関長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、その識別符号及び暗証符号を通知するとともに、入出力用プログラムを記録した媒体を交付するものとする。

3 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、前項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等に係る事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して行わなければならない。

第三章 通関業者による申請等

（通関業者による申請等）

第五条 通関業者が電子情報処理組織を使用して通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条の規定による審査が必要となる申請等を行うおとする場合において、前条第一項の規定による届出をするときは、審査させようとする通関士ことの証票番号及び使用しようとする暗証符号を届け出なければならない。

2 税関長は、前項の規定による届出を受理したときは、前条第二項の規定による通知に併せて、通関士ことの識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

（氏名等を明らかにする措置）

第六条 通関業法第十四条に規定する記名押印に代わるものであつて情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、当該記名押印を行うべき通関士の識別符号及び暗証符号の入力とする。

第四章 処分通知等

（処分通知等の指定）

第七条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる申請等に対する諾否の応答とする。

附 則

この省令は、平成十五年三月十日から施行する。ただし、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定は、公布の日から施行する。